

## 北海道における30年産以降の米政策改革への対応に係る基本的な考え方

〔平成28年12月20日  
北海道農政部農産振興課〕

### 1 経過

本道の水田農業は、これまで、我が国の米の安定供給や地域経済の維持・発展に大きな役割を果たしてきた。今後とも、本道が名実ともに「日本一の米どころ」を実現していくため、より生産性が高く、多様なニーズに対応した米生産を進めるなど、道内の関係者が一体となって取り組むことが必要となっている。

こうした中で、国は、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むとした米政策の見直しを進めている。

このため、道では、関係機関・団体で構成する「北海道こめ政策改革対応検討会議」を設立し、需要に応じた米生産への体制整備や稲作経営の安定等に向けた検討を進めてきたところであり、これまでの検討結果を踏まえ、北海道においては、30年産以降、次のとおり対応していくものとする。

### 2 30年産以降の需要に応じた米生産に向けた基本的な考え方

30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに確実に応えていくため、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を一層推進する一方、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、30年産以降の需要に応じた米生産の推進について、次のとおり全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等(以下「米関係者」という。)が一体となったオール北海道体制で取り組むこととし、必要な体制等の検討を進める。

#### (1) 生産数量目標に替わる「生産の目安」の設定

ア 行政による生産数量目標の配分が廃止となる30年産以降においても、北海道では、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的として全道及び地域段階の「生産の目安」を設定し、需要に応じた生産を推進していく。

イ 国内全体の需要に応じた米生産の推進のためには、全国の作付状況の検証や需給調整を行うことが必要であることから、国に対し、全国段階の需給調整を推進する体制の構築などの働きかけを行う。

#### (2) 「生産の目安」の設定・推進主体

ア 「生産の目安」は、道内の米関係者が一体となったオール北海道体制で推進することが可能な道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり設定・推進する。

イ 道農業再生協議会は、全道及び地域段階の「生産の目安」を設定し、地域農業再生協議会に提示する。

ウ 今後、オール北海道体制で需要に応じた生産を推進する体制の整備を進めるとともに、30年産の「生産の目安」については、従前のルートにより設定・提示するなど新たな制度への円滑な移行について配慮する。

### (3) 「生産の目安」の設定方法

- ア 「生産の目安」の設定に当たっては、国が示す全国の需給見通しに基づく北海道シェア（北海道のシェアは、27年産以降7.29%）を基本として、これに北海道米の需要動向、産地の販売戦略、作付意向、作付実績等を加味して設定する。
- イ 「生産の目安」については、主食用米に限定することなく、北海道米の販売戦略や水稲作付面積の維持・確保など水田農業振興の方向性を踏まえ、加工用米、備蓄米、新規需要米を含めた水稲全体（うるち・もち別）とする方向で検討する。
- ウ 地域段階の「生産の目安」の設定に当たっては、これまで実施してきた良質米への取組実績等を評価する手法を勘案するとともに、新たに多様なニーズへの対応等を評価する手法を検討する。

### (4) 作付意向の把握

- ア 北海道米の安定供給の観点から、「生産の目安」に地域の作付動向を反映させる仕組みを導入するため、早期に産地の水稲作付意向を把握する。
- イ 地域が販売戦略を決定するための参考データとして、道や農業関係団体が保有する産地別の品質データ等のフィードバックについて検討する。

### (5) メリット措置

「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産を推進する目的は、米価の安定による農家所得の確保と北海道米の安定供給を行うことであり、その実効性等の確保の観点から、30年度予算を踏まえ、産地交付金などを活用した支援などについて検討する。

## 3 30年産以降の関係機関・団体の役割分担

30年産以降を見据えて、次のとおり関係機関・団体が役割分担し、新たな生産・販売体制を構築していく。

### (1) 需要に応じた北海道米生産体制の構築

生産数量目標に替わる新たな「生産の目安」を設定し、需要に応じた生産の実現に向けて取り組む。  
[推進主体：中央会・ホクレン・北集・道]

### (2) 安定した生産・販売体制の確立

30年産以降を見据え、良食味米のブランド力の向上や中食・外食需要、冷凍米飯需要への対応など品種別・用途別生産・販売を推進する。  
[推進主体：中央会・ホクレン・北集・道]

### (3) 新たな共販システムの構築

幅広い需要を早期に確保しながら、競争力の強化や様々な情勢変化に対応可能となる生産販売体制の確立に向け、新たな「共販システム」を検討する。  
[推進主体：中央会・ホクレン]

### (4) 低コスト化・省力化に向けた品種・栽培技術の開発・普及

業務用米や飼料用米などに対応できる直播栽培や多収品種の導入など低コストで省力的な生産技術の開発・普及を図る。  
[推進主体：試験場・ホクレン・米麦改良協会・道]

### (5) 消費拡大・販売拡大対策の実施

北海道米の道内食率向上及び国内需要シェア向上を推進する。  
[推進主体：中央会・ホクレン・道]

### (6) 北海道水田農業に必要な政策・支援策の要請

国に対し、実効性ある需給調整のための体制整備、需給調整のための直接的支援措置や関連する他制度による総合的支援措置について要請する。  
[推進主体：中央会・道]

## 4 その他

上記各項目については、必要に応じて見直しを行うものとする。